

みなさんこんにちは。

ここでは、12月11日(日)に実施されます、「ビジネス実務法務検定試験®(第40回)」について、「**試験直前予想！これだけは押さえる鉄板論点**」と題して、本試験までに押さえておいて欲しい論点を全5回でピックアップし、みなさんと一緒に確認していきたいと思っています。

第3回は、「**債権の担保**」から主に**民法の担保物権**を取り上げます。

3 級

3級では、民法の「**担保物権**」の中から、特に「**質権**」と「**留置権**」を頻出論点としてピックアップします。担保物権の中での出題ランキングは、1位が質権、2位が留置権です。その他に抵当権や先取特権も出題されますが、直近では質権と留置権の出題が圧倒的に多いです。

鉄板過去問

① 民法上、債権を目的として質権の設定を受けた質権者は、質権の目的である債権を直接取り立てることができる。

(第39回第4問ア、第38回第10問ア④、第34回第4問コ)

② 留置権者が、被担保債権の弁済を受ける前に、債務者に留置権の目的物を引渡し、その占有を失った。この場合であっても、当該目的物について成立していた留置権は消滅しない。

(第37回第8問イ、第35回第3問ウ③、第33回第6問ア④)

① ○ → そのとおり。民法第366条第1項そのままです。プラスアルファとして、債権の目的物が“金銭”の場合は、質権者の**債権額に対応する部分**に限り取り立てることができることを覚えておいてください。

② × → 留置権者が**占有を失うと留置権は消滅**します。ほんとによく出題されます。

質権については、質権設定契約が“**要物契約**”であることを意識しておきましょう。また、留置権については、“**法定担保物権**”である点を忘れずに。留置権は契約が無くても成立します。

続いて、「債権の担保」の分野ではありませんが、周辺過去問として「**債権の回収**」に関わる問題を見てみましょう。

周辺過去問

- ① 債務者が債務の履行期の経過後にその履行をしない場合であっても、債権者は、原則として、自らの実力を行使して、自己の債権を回収することは禁止されている。

(第38回第4問エ, 第36回第2問2-1, 第35回第1問キ)

- ② 債権者が債務者の有する財産に対し、強制執行を申し立てるには、強制執行を根拠づけ正当化する文書である債務名義が必要である。

(第39回第1問コ, 第37回第10問エ②, 第34回第8問キ)

- ① ○ → **自力救済は禁止**されている。そのため、裁判所が関与する強制執行手続によって債権を回収することになります。

- ② ○ → 強制執行の申し立てをするためには、本肢にある**債務名義**が必要となります。債務名義の具体例として、“**裁判所の確定判決**”は押さえておきましょう。

予想問題

- ① 動産を目的として質権の設定を受けた後、質権者は当該質権の被担保債権を第三者に譲渡した。この場合、当該質権は、附従性により消滅する。

- ② 留置権については、他の債権者に優先して弁済を受ける優先弁済的効力および民事執行法に基づき留置目的物の競売をする競売権は認められていない。

- ① × → 被担保債権を“第三者に譲渡”した場合は、**随伴性**により質権も移転します。附従性と随伴性をごっちゃにしないように気を付けてください。

- ② × → 留置権には“**優先弁済的効力**”は認められません。しかし、民事執行法によって“**競売権**”が認められています。

担保物権については、文章穴埋め問題でも出題される可能性があるので、先取特権や抵当権も含め、“**担保物権の性質と効力**”は必ず確認しておいてください。

2 級

2級では、3級と異なり、「質権」や「留置権」はほとんど出題されません。以下の出題予想に挙げた以外では、“**抵当権**”（第39回9-4, 第37回5-2, 第34回9-2）がよく出題されています。また、“**根抵当権**”（第36回8-2）も要注意ですので、根抵当権の基本事項はテキストを確認しておいてください。

出題予想論点

①譲渡担保

②共同抵当

要チェック問題

- ① 譲渡担保【直近の出題：第39回1-4, 第38回6-2, 第37回4-1,
第36回10-4 第35回4-2】

A社は、B社が所有する工作機械に譲渡担保権の設定を受けた。この場合、A社は、B社が工作機械を以後A社のために占有する意思を表示してA社に占有を移転する占有改定をすることにより、当該譲渡担保権を第三者に対抗することができる。

- ② 共同抵当【直近の出題：第38回5-2, 第35回8-4】

A社は、B社に対し3000万円の債務を負っており、B社のために自社の所有する甲土地および甲土地上の乙建物に共同抵当権を設定し、その登記を経た。その後、B社の申立てによる競売手続により、甲土地および乙建物が同時に競売された。この場合において、甲土地の売却代金が2000万円、乙建物の売却代金が4000万円であったときは、B社は甲土地から1000万円、乙建物から2000万円の配当を受ける。

- ① ○ → “譲渡担保の対抗要件”については、毎年のように出題されます。以下、まとめておきましたので、必ず押さえておいてください。

・譲渡担保の目的物が**動産**の場合の第三者対抗要件

①占有改定による引渡し、②動産・債権譲渡特例法による登記

・譲渡担保の目的物が**不動産**の場合の第三者対抗要件

①登記のみ

・譲渡担保の目的物が**債権**の場合の第三者対抗要件

①確定日付ある証書による通知・承諾、②動産・債権譲渡特例法による登記

※「動産・債権譲渡特例法による登記」は**譲渡人が法人である場合に限定**されることに注意してください。

- ② ○ → 共同抵当の問題では、本肢の“**同時配当の場合**”に配当をどの不動産からどれだけ受けるかを完璧にしておいてください。

本肢では、①A社のB社に対する**債権額が3000万円**、②甲土地の売却代金が2000万円、乙建物が4000万円なので、**甲土地：2000万／2000万+4000万=1／3**、**乙土地：4000万／2000万+4000万=2／3**の割合で按分されるため、③結論として、甲土地：3000万×1／3=1000万円、乙土地：3000万円×2／3=2000万円となります。

今回の第4回は、「独占禁止法」とその周辺知識をみていきましょう。